



「かわいそう」の前に…

市に寄せられる動物に関する相談・苦情の中で、多いのが野良猫による衛生状態の悪化。餌やりをしている人に理由を伺うと、多くの人が「猫がかわいそうだから」と口にします。

動物愛護管理法では、無責任な餌やりなどによって周辺の生活環境が損なわれているときは、都道府県が原因者に対して指導、勧告、命令ができるようになり、原因者が命令に違反した場合は50万円以下の罰金が科せられます。

野良猫を「かわいそう」「助けたい」と思うのであれば、自身の責任で適正に飼育するか、周囲の理解を得ながら不妊・去勢手術を施し、地域猫として共生を図るなどの方法を模索するしかありません。

人も動物も互いに不幸にならないためにも、無責任な餌やりは控えてください。

INFORMATION

動物愛護フェスティバル in 久慈

- ▶日時…10月5日(日)9時30分～
 - ▶会場…久慈地区合同庁舎
 - ▶内容…同日動物慰霊祭も行う予定です
 - ①第12回児童動物画コンクール表彰式
 - ②講演「猫の多頭飼育について」田端美樹氏（NPO法人もりねこ副理事長）
 - ③保護猫譲渡会
 - ④犬とのふれあいコーナー
- 岡久慈保健所環境衛生課 ☎66-9681

犬を飼うときは…



犬の所有者には、狂犬病予防法に基づく「犬の登録」と「狂犬病予防注射の実施」が義務付けられます。狂犬病は、人畜共通感染症（人も動物も同じく感染する病気）で、発症するとほぼ100%死に至る危険な病気です。狂犬病の発生や人への感染を予防するために、犬を飼う場合は、忘れずに手続きをお願いします。

犬の登録に関する各種手続きは「久慈市役所 生活環境課」または「山形総合支所 ふるさと振興課」で受け付けています。

犬の登録

◆登録手数料：3,000円

犬を取得した日から30日以内（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日から30日以内）に登録が必要です。

また、次に該当する場合は届出が必要です。

○犬が死亡した場合

…届出の際、死亡した犬の「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」をお持ちください

○犬の所在地に変更があった場合

…所在地を市外に変更する場合は、新所在地の自治体で変更（転入）の届出を行ってください（市外に変更する場合、久慈市での手続きは不要です）

○犬の所有者に変更があった場合

○犬の所有者の氏名・住所等に変更があった場合

…毎年数十件程度、通知ハガキが宛先不明で返戻されています。「犬の登録をしているが通知が届かない」という場合は、生活環境課までご連絡ください。

ご注意ください

住所変更等の届出が提出されていない場合、市からのお知らせ等を送付できなくなるケースがあります。引っ越しをした際や、新しい飼い主に譲渡した際には、忘れずに届出をお願いします。

狂犬病予防注射の接種

◆令和7年度注射費用：3,200円

犬の所有者には、飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。忘れずに接種させましょう。



これからペットを飼うことを考えている皆さんへ



ペットを飼うことは、そのペットの一生に責任を持つことです。ペットを飼う前に本当に飼い続けられるのか、家族みんなで話し合みましょう。飼うことを決めたら、どこから迎え入れるかよく考えましょう。ペットショップやブリーダーから購入する方法や、飼えなくなったり飼い主不明になったりして動物保護施設で保護されたペットを譲渡してもらうこともできます。動物を販売するためには、動物取扱業の登録が必要です。ペットを購入する場合は、登録している業者であることを確認しましょう。



日々の暮らしの中で癒やしや生きがいを与えてくれるペットは、飼い主にとって大切な家族の一員です。その一方で、鳴き声やふん尿、臭いなどが近隣住民に迷惑をかけるケースもあり、市にはペットに関する苦情が寄せられています。

「飼い主の責任」とは

ペットをただ可愛がるだけでは、責任ある飼い主とはいえません。

動物愛護管理法では、飼い主の責務として「動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、動物の種類や習性に応じて適正に飼養し、動物の健康及び安全の保持に努めること」と「動物が人の生命や身体財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせたり、人に迷惑を及ぼすことのないように努めること」を定めています。

ルールや飼育マナーを守り、ペットと近隣住民、双方が快適で幸せに生活できる環境を整えることが、飼い主の責任です。

ペットを飼う人に、守ってほしい5つのポイント

所有者を明らかにする



迷子や盗難を防ぐために、鑑札や迷子札などの装着を心掛けましょう。また、

犬や猫の飼い主の努力義務であるマイクロチップの装着も、ペットの身元を明らかにするのに有効です。

病気予防に努める



飼育する動物がかかる病気を把握し、予防に努めましょう。また、動物と人

と双方に感染する病気（人畜共通感染症）について、正しい知識を持ち、人への感染を防ぎましょう。

むやみに繁殖させない



ペットが生んだ子どもは飼い主の責任。意図しない頭数の増加は、環境の悪

化や飼育崩壊にもつながります。不幸なペットを増やさないためにも適切に不妊・去勢手術を行いましょう。

責任を持って最後まで飼育する



命を預かる者として、ペットの種類や習性に合った飼育環境を整え、命を全うするまで飼育する責任があります。仮に飼育できなくなった場合には、新たな飼い主を見つけることが飼い主としての責任です。

※ペットを遺棄した場合は、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます

他人に迷惑をかけない



ペットが人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけないように、しつけや訓練をする必要があります。また、公共の場に排せつ物が放置されると、訪れる人が不快になるだけでなく衛生上も問題になるため、ふん尿の始末は必ず行きましょう。